

空き家利活用促進事業補助金に係る手続き等について

2. (家財道具等処分・清掃支援事業)

《対象者について》

- ①申請者は、次のいずれかに該当する者であること
 - 空き家の購入(予定)者
 - 空き家の賃借予定者
 - 空き家の売却を確約した所有者
 - 空き家を貸すことを確約した所有者または建物管理者

- ②補助の対象となる空き家について、次の条件を両方とも満たすこと
 - 丸森町空き家バンクに登録されている物件であること
 - 空き家所有者又は建物管理者が売却(又は貸付)することが明確であること

- ③空き家の入居予定者は、町内に定住の意思があること

- ④対象となる経費は、下記のいずれかであること
 - 家財道具等処分 … 居住にあたって支障をきたす空き家の荷物の整理、運搬及び処分に関する委託費用(家財道具を撤去及び処分をする場合は、廃棄物処理の許可を受けた業者が処理すること)
 - 住宅の清掃 … 空き家内部の清掃、敷地内での除草に関する委託費用

- ⑤賃借人が実施する場合、所有者や管理者の同意を得ていること

- ⑥委託契約締結後(作業着手前)に申請し、交付決定後は申請年度内に着手すること

- ⑦申請日の属する年度の前年度において、市町村民税等の滞納がないこと

- ⑧以前に同じ申請者が本事業と同様の補助を受けていないこと

- ⑨以前に申請者が住宅取得奨励事業、住宅リフォーム支援事業による補助を受けていないこと

空き家利活用促進事業補助金に係る手続き等について

≪申請書類（申請者＝委託契約者）≫

- ①申請書(様式第1号)
- ②別紙 2
- ③添付書類

共通:対象者すべて

- ア ・住民票… 世帯主・続柄記載のあるもの
- イ ・**完納証明書**又は納税証明書(申請日の属する前年度分)
※納税義務の無い方は非課税証明書
- ウ ・建物の所有者等が分かる書類 … 登記事項証明書、固定資産納税通知書等
- エ ・付近見取図(縮尺は任意) … 住宅地図等
- オ ・処分及び清掃の委託に係る経費の見積書
- カ ・実施箇所の写真(着手前の写真)※実績報告時には完成写真も必要
- キ ・空き家の売買契約書又は賃貸借契約書の写し
※申請時において契約締結前のときは、売買又は賃貸に係る誓約書で可

空き家を賃借して処分、清掃を行う場合

- ク ・所有者等の同意書

家財道具等を撤去及び処分をする場合

- ケ ・実施する業者の廃棄物処理許可証の写し

≪実績報告書類≫

- ①実績報告書(様式第5号)
- ②添付書類

- ア ・処分及び清掃に係る委託費用を明らかにできる書類
※委託費の領収書又はこれに準じるものの写し
- イ ・作業中及び完了の写真

※【実績報告の提出時期】

- ・下記ⅠかⅡのうちどちらか早い日までに報告してください
 - Ⅰ 事業完了後から1か月
 - Ⅱ 交付決定日の属する年度の翌年度の4月20日